

HANREI TIMES

判例タイムズ

No.1438 2017.9

争点整理手続における口頭議論の活性化について (3)

—争点整理の成果を総括した上で、集中証拠調べをすべき要証事実を確定し、その立証に向けての証拠整理をし、集中証拠調べをする局面における口頭議論の活性化について—
河合芳光・中野達也・大黒淳子・岡藤崇久 5

審理の充実・訴訟促進の中興方策案

古閑裕二 26

大阪民事実務研究会

外壁タイルの取壊と施工者の責任

高橋卓 48

デリバティブ取引と法人顧客への説明義務および適合性原則

—東京高判平成26年3月20日を中心に—

山田剛志 70

判例紹介 全17件(最高裁判例2件)

厚生年金保険法附則8条の規定による老齢厚生年金について厚生年金保険法(平成24年法律第63号)による改正前のもの(4) 43 条 3 項の規定による年金の額の改定がされるために同法所定の期間を経過した時点において当該年金の受給権者であることの要否

(最高裁判例二小法廷平29(4)21 判決)

1 商標法4条1項10号該当を理由とする無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後に、商標権侵害訴訟の相手方が、同号該当による無効理由の存在をもって、同法39条において準用する特許法104条の3第1項の規定に係る抗弁を主張することの許否

2 商標法4条1項10号該当を理由とする無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後に、商標権侵害訴訟の相手方が、その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして周知である商標との関係で同号に該当することを理由として、権利濫用の抗弁を主張することの許否

(最高裁判例三小法廷平29(2)28 判決)

発売日: 2017年8月28日

出版: 判例タイムズ社

ページ: 256

PDF

<http://yep.pm/kZRCkIni5/CedD6B7d5.pdf.rar>